

○厚生労働省告示第二百五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、だいいこん類の根、たまねぎ、きゅうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実及びメロン類果実（果皮を含む。）に残留するピカルブトラゾクスの量の限度、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実及びメロン類果実（果皮を含む。）に残留するピリダリルの量の限度、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するプロチオコナゾールの量の限度並びにすいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するペンチオピラドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和二年六月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信